

●ごみの出し方

家庭ごみは、各町内会等で管理しているごみステーションへ出していただくことで、収集日に収集を行います。収集日は「白老町家庭ごみ収集カレンダー」（毎年3月に全戸配布）へ記載していますのでご確認ください。

なお、ごみステーションの場所は、各町内会役員等（アパートの方は大家さん）へご確認ください。燃えるごみ、燃えないごみは、必ず町指定袋（有料）で出してください。

●町指定ごみ袋料金

| 区分 | 大きさ | 販売価格 |
|-------------------|------|-----------|
| ・燃えるごみ (青色の袋) | 10 ㍓ | 100 円/5 枚 |
| | 20 ㍓ | 200 円/5 枚 |
| ・燃えないごみ (黄色の袋) | 30 ㍓ | 300 円/5 枚 |
| | 40 ㍓ | 400 円/5 枚 |
| ・粗大ごみ等 | 処理券 | 160 円/1 枚 |

※町内の販売店でお求めください。

●資源ごみ・燃料ごみの分別収集

資源ごみと燃料ごみの分別収集を実施しています。リサイクルの推進にご協力ください。地区別の収集日は、ごみ収集カレンダーをご覧ください。

○ 資源ごみ

- ① 缶類（アルミ・スチール缶）
- ② びん類
- ③ ペットボトル



○ 燃料ごみ

- ① 汚れていない紙類
- ② 汚れていないやわらかいプラスチック類

※ 資源ごみ・燃料ごみは無料です。透明又は半透明の袋で出してください。

●粗大ごみ

粗大ごみは個別収集になりますので、指定業者に電話で申し込みしてください。

株式会社 白老清掃 TEL82-2319

●ごみ収集カレンダー

見本

令和5年度(令和5年4月~翌年3月) 分別方法はウラ面

白老町家庭ごみ収集カレンダー

○収集日の朝8時までに、ごみステーションに出してください。
 ○日曜日及び年末年始(12/30~1/4)は収集しませんのでご注意ください。(祝日は平常通り収集します)
 ○ごみ袋は収集作業に支障が出ない重さ(10kg以内)にしてください。(10kgを超えると収集できません)
 ○ごみ袋は必ず湿りばららず袋口を縛って提出してください。
 ○ごみは地区のごみステーションへ出すか、環境衛生センターへ自己搬入してください。
 環境衛生センター 宇白老179-17(電話82-3567) 平日9時~16時30分、土曜9時~12時、休み:日曜・祝日及び年末年始(12/30~1/4)

★燃やせるごみ(袋:青色)、燃料ごみ・紙おむつ類(袋:透明、半透明)の収集日(週2回)

| 曜日 | 月・木 | | | | | | | | | | | 火・金 | | |
|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|-----|---|---|
| | 石北 | 山吉 | 竹瀬 | 竹瀬 | 社白 | 台老 | 竹瀬 | 竹瀬 | 北 | 北 | 北 | 北 | 北 | 北 |
| 地区名 | 北 | 吉 | 瀬 | 瀬 | 白 | 老 | 瀬 | 瀬 | 北 | 北 | 北 | 北 | 北 | 北 |

《注》燃料ごみ・紙おむつ類も収集日は同じです。ごみは中身の見える袋に入れて提出してください。
 燃やせるごみの提出の際は、中身の見える袋にびんおむつを記入してください。

★燃やせないごみ(袋:黄色)、有害ごみ(袋:透明、半透明)の収集日(月1回)

| 地区名 | 回・曜日 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------------|-------|---------------|-------|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| | | 本町・末広町・緑丘・菅原町 | 第1水曜日 | 5 | 3 | 7 | 5 | 2 | 6 | 4 | 1 | 6 | 10 |
| 石山・福和区・朝霞・緑島町 | 第2水曜日 | 12 | 10 | 14 | 12 | 9 | 13 | 11 | 8 | 13 | 17 | 14 | 13 |
| 竹瀬地区全区域 | 第3水曜日 | 19 | 17 | 21 | 19 | 16 | 20 | 18 | 15 | 20 | 24 | 21 | 20 |
| 社白・日の出町 | 第4水曜日 | 26 | 24 | 28 | 26 | 23 | 27 | 25 | 22 | 27 | 31 | 28 | 27 |

《注》有害ごみの収集日は別です。ごみは中身の見える袋に入れて(有害ごみ)を記入して提出してください。

★資源ごみの収集日(月2回)※透明、半透明の袋で出してください

| 地区名 | 回・曜日 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------------|-------|---------|-------|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| | | 社白・日の出町 | 第2・4木 | 13 | 11 | 8 | 13 | 10 | 14 | 12 | 9 | 14 | 11 |
| 本町・末広町・緑丘・菅原町 | 第2・4月 | 10 | 8 | 12 | 10 | 14 | 11 | 9 | 13 | 11 | 8 | 12 | 11 |
| 菅原町・大町・高砂町 | 第1・3木 | 20 | 18 | 15 | 20 | 17 | 21 | 19 | 16 | 21 | 18 | 15 | 21 |
| 川沿・安町・緑島・緑町 | 第1・3月 | 3 | 1 | 5 | 3 | 7 | 4 | 2 | 6 | 4 | 1 | 5 | 4 |
| 石山(東部山地区) | 第1・3水 | 17 | 15 | 19 | 17 | 21 | 18 | 16 | 20 | 16 | 15 | 19 | 18 |
| 福和区・朝霞・緑島町 | 第1・3水 | 5 | 3 | 7 | 5 | 2 | 6 | 4 | 1 | 6 | 10 | 7 | 6 |
| 太字・浮田・東野 | 第1・3水 | 19 | 17 | 21 | 19 | 16 | 20 | 18 | 15 | 20 | 24 | 21 | 20 |
| 菅原地区全区域 | 第1・3金 | 7 | 5 | 2 | 7 | 4 | 1 | 6 | 3 | 1 | 5 | 2 | 1 |
| 竹瀬地区全区域 | 第2・4金 | 14 | 12 | 9 | 14 | 11 | 8 | 13 | 10 | 8 | 12 | 9 | 8 |
| 竹瀬地区(東部山地区) | 第2・4水 | 26 | 24 | 28 | 26 | 23 | 27 | 25 | 22 | 27 | 31 | 28 | 27 |
| 竹瀬地区(東部山地区) | 第1・3火 | 4 | 2 | 6 | 4 | 1 | 5 | 3 | 7 | 5 | 2 | 6 | 5 |
| 社白地区全区域 | 第2・4火 | 11 | 9 | 13 | 11 | 8 | 12 | 10 | 14 | 12 | 9 | 13 | 12 |
| 川沿地区全区域 | 第2・4火 | 25 | 23 | 27 | 25 | 22 | 26 | 24 | 28 | 26 | 23 | 27 | 26 |

★粗大ごみの収集→ごみ処理券(ゴミ袋販売店で購入) 株式会社 白老清掃
 ※電話による申し込みが必要です。 TEL:82-2319
 ※収集日は申込時にお知らせします。(戸別収集)
 【ごみに関するお問い合わせ先】生活環境課 TEL:82-2265

「ごみ分別辞典」はお手元においてゴミ分別にお役立てください。「ごみ収集カレンダー」は家族みんなが見える所にお貼りください。

●リサイクル事業

白老町では、小型家電、古着・古布、廃食用油の三品目について資源の有効活用とごみの減量を図るためリサイクル事業を実施しています。回収は、町内の公共施設に専用回収ボックスを設置していますので自己搬入してください。

① 小型家電リサイクル

家庭で不用になった家電製品を無料で回収します。テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンは回収できません。

▶ 回収ボックス設置場所（7箇所）

- ① 役場庁舎
- ② 白老コミセン
- ③ いきいき4・6
- ④ 白老環境衛生センター
- ⑤ 北吉原はまなすスポーツセンター
- ⑥ 竹浦生活館
- ⑦ 虎杖浜生活館

② 古着・古布リサイクル

古着・古布は工業用ぞうきん（ウエス）として再利用され、ウエスに適さないものは中古衣類として再利用されます。汚れたもの、作業服、皮革衣料品、カバンなどは回収できません。

▶ 回収ボックス設置場所（7箇所）

- ① 役場庁舎
- ② 北吉原はまなすスポーツセンター
- ③ 竹浦生活館
- ④ 虎杖浜生活館
- ⑤ 白老コミセン
- ⑥ いきいき4・6
- ⑦ 白老環境衛生センター

③ 廃食用油リサイクル

廃食用油からBDF（バイオディーゼル燃料）ができます。ペットボトル等に入れて出してください。

▶ 回収ボックス設置場所（8箇所）

- ① 役場庁舎（生活環境課）
- ② 北吉原はまなすスポーツセンター
- ③ 竹浦生活館
- ④ 虎杖浜生活館
- ⑤ 白老コミセン
- ⑥ いきいき4・6
- ⑦ 総合体育館
- ⑧ スーパーくまがい

※ リサイクル事業において、回収できるものと、回収できないものがありますので「ごみ分別辞典」をご覧ください。

※ 燃えるごみ、燃えないごみ、大型ごみ、回収できないごみの区分がわからない時やはっきりしない時は、「ごみ分別辞典」をご覧ください。



●飼い犬の転入届

前の住所地で登録をしていた犬と一緒に白老町に転入する場合は、飼い犬の転入届（登録事項変更届）を提出してください。

● 手続きに必要なもの（登録事項変更）

- ・ 登録事項変更届
- ・ 前住所地で交付された鑑札

※ 前の住所地で交付された鑑札と引き替えに白老町の鑑札を交付し、白老町の台帳に登録します。鑑札を紛失している場合は、再交付の取扱いとなりますので、再交付手数料（1,600円）が必要となります。

前住所地で登録していない場合または新たに犬を飼い始める場合は、新規での登録が必要となります。

● 手続きに必要なもの（新規登録）

- ・ 犬の登録申請書
- ・ 登録手数料（3,000円）

※ 狂犬病予防法により、犬の飼い主には飼い犬の一生に1回の登録と年1回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられています。